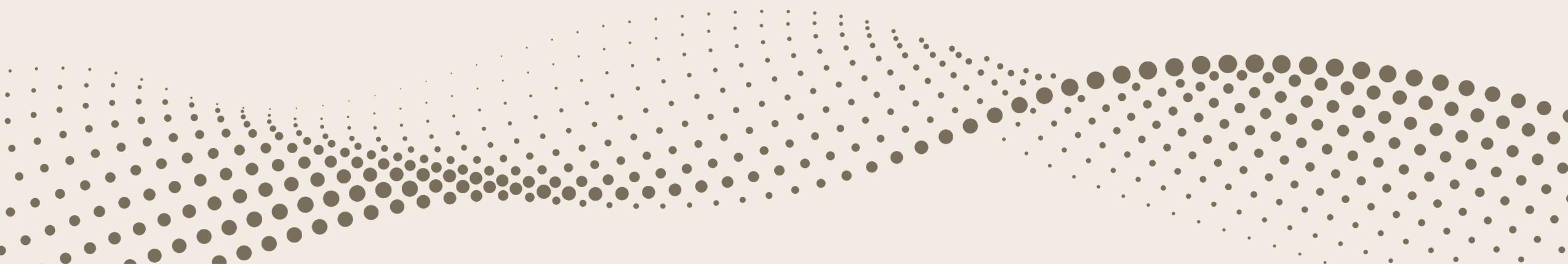


令和7年度第3回未来の業務のあり方WT -事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2025/10/16



令和7年度第3回未来の業務のあり方WT 次第

<日時・場所>

令和7年10月16日（金） 14:00～17:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

1. 未来の業務のあり方WTの進め方（振り返り）
2. 業務効率化・改善の手段の議論

<配布資料>

- 資料1 第3回未来の業務のあり方WT 事務局資料（本紙）
- 資料2 WT構成員名簿
- 資料3 業務変更イメージ図（たたき台）
- 資料4 変更後業務フロー（たたき台）
- 資料5 （参考資料）昨年度WT意見とりまとめ表
- 資料6 （参考資料）デジタル技術活用イメージ図

1. 未来の業務のあり方WTの進め方（振り返り）

1.1. WTの進め方

- 第1回WTで、事務処理効率化およびCWの知識面サポートのための業務効率化・改善の手段について、実現性を確認した上で議論することが望ましいという意見を頂きました。
- 意見を踏まえて、第2回WT以降では業務効率化・改善の手段の実現における留意事項を整理したうえで、各テーマごとに業務効率化・改善の手段の議論、標準仕様書の具体的内容に関する検討を行ってまいります。

第1回WTで頂いた意見

下記の意見を頂いたため、事務局にて改めて業務効率化・改善の手段の実現性における留意事項を整理することとなりました。

【意見内容】

- 実現可能性の高い業務効率化・改善の手段について議論が出来るように、手段の実現における生活保護制度面やシステム面での留意事項を事前に整理することが望ましい

第2回WT以降の進め方

- ① 留意事項を踏まえ、事務処理効率化およびCWの知識面サポートのために、実現性のある業務効率化・改善の手段について議論
- ② 業務効率化・改善の手段を実現する場合に、標準仕様書（機能要件・帳票要件等）へ追加する内容、変更する内容の検討

1. 未来の業務のあり方WTの進め方（振り返り）

1.2. WTの議論対象

- 本WTでは業務効率化・改善のコンセプト「ケースワーカーの育成・被保護者に向けた対人援助へのシフト」の実現に向けて、業務の手続きや処理のシステム化について議論を行います。
- システム化にあたり生活保護実施要領や関係通知の内容を変更する必要がある場合は、実施要領や関係通知の手続きや処理に関する記載内容の変更点について、議論を行うことも想定しています。

効率化・改善のコンセプト

ケースワーカーの育成・被保護者に向けた対人援助へのシフト

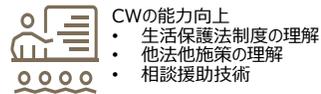
時間の減少

他機関や庁内他部署に対する照会・情報収集



時間の増加

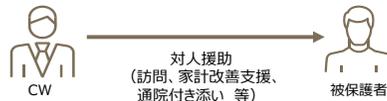
CWの育成



訪問準備・定型的事務処理



被保護者に対する対人援助



WTの議論対象

効率化・改善のコンセプト実現のために、業務の手続き・処理の進め方などのシステム化の方法・内容について議論を行います。

システム化の方法

- ① 生活保護システムの機能や帳票等の変更・追加
(機能の実装区分の変更については議論しないことを想定しています。)
- ② 外部ツール・外部システムの活用内容

※システム化の実現にあたり、業務の手続きや処理の進め方などの業務のやり方に関する部分の実施要領や関係通知の記載の変更点について議論することも想定しています。

なお、システム化の実現にあたり、他法・他施策の法律・関係通知等は議論対象としない想定です。

1. 未来の業務のあり方WTの進め方（振り返り）

1.3. 業務効率化・改善の留意事項

- 本WTでは、生活保護業務をどのように業務効率化・改善するかの方法について議論を行います。
- よって、生活保護制度そのものを定めている生活保護法の規定、自治体の行政実務等に関する共通的な法律・ガイドラインの内容は、生活保護制度や業務を行う上での前提であり、業務効率化・改善の議論の際の留意事項となります。
- また、生活保護業務の効率化の検討にあたっては、生活保護法以外の他法・他施策に影響を及ぼさない範囲での検討となることに留意が必要となります。

	留意事項（※）	留意内容
国の法律・ 国の共通的 ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法（施行規則含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 法に定められた事項（業務内容・手続き・様式等）に順守する必要がある
	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムに関する規定（番号法） 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法の別表第二に規定された照会先に対してのみ、情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会が可能であることに順守する必要がある
	<ul style="list-style-type: none"> 総務省情報セキュリティポリシーに関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー利用事務系の生活保護システムの構築および機能実装における決まりごとに順守する必要がある
	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内他部署、庁外他機関への被保護者の個人情報の連携について制限があることに順守する必要がある
生活保護法以外 の制度	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法以外の他法・他施策に関する法律等 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護以外の他法・他施策に影響を及ぼさない範囲で、生活保護業務の効率化の検討を行うことに留意する必要がある

※本検討会の未来の業務のあり方WTにおける業務効率化・改善の留意事項として整理している。

2. 業務効率化・改善の手段の議論

2.1. WTのテーマ

- 留意事項を踏まえたうえで、業務効率化・改善の手段の実現方法について各テーマごとに議論を行い、生活保護システム標準仕様書への追加内容、変更内容について事務局案を用意し、WT参加者を対象に書面で意見収集する想定です。
- 今回の第3回WTでは生活保護の決定処理、各種調査について議論を行います。

テーマ（想定）	概要
<ul style="list-style-type: none"> 面接相談 訪問（初回・定期） 	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接相談記録作成、訪問準備や訪問後のケース記録作成などの定型的事務処理 面接相談や訪問（初回・定期）実施時における被保護者への法制度等の説明 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<p>本日のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の決定処理 各種調査 	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の生活保護申請における決定処理、各種調査（預貯金や保険情報の照会・扶養照会・年金情報や他法情報の照会等）や照会、他機関との情報連携、生活保護申請（変更）に基づく定型的な保護決定処理 生活保護の決定における他法他施策の理解、保護費計算方法の理解 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 医療扶助・介護扶助 	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療券や介護券の発券等における定型的事務処理 医療機関や介護機関への照会方法・情報連携 医療扶助制度・介護扶助制度の理解、医療扶助と介護扶助における他法他施策との関係性の理解 就労・自立支援における支援対象者の選定 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 経理・返還金・債権管理 	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理・債権管理における事務処理 返還金や徴収金の決定および算定処理 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>

※4テーマの議論が終わった後に、WTの総括の議論を参加者の皆様と行う想定です。

2. 業務効率化・改善の手段の議論

2.2. 今回のテーマに関する昨年度意見の共有

- 昨年度WTで、生活保護の決定処理・各種調査の業務の問題点として以下の意見を頂いておりましたので、参考に共有いたします。
- 下記意見に基づいて、業務変更イメージ図（たたき台）、変更後業務フロー図（たたき台）を作成しております。

No (※)	業務の問題点
4	<ul style="list-style-type: none"> 企業によっては給与明細等が電子データ化されているケースがあり、その電子データを紙に印刷してから提出させることは市民サービスの低下となっている
14	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者から収入報告の申告書等を郵送する際に、トラブルが生じることがあるため、訪問時に回収している (被保護者が郵送時に領収書を添付していると主張していても、実際には入っていないため、支給が出来ない等の事態が生じる可能性がある)
19	<ul style="list-style-type: none"> 稼働能力の有無を検討するための判断材料の収集が難しく、医療機関等の関係機関から情報を得ることが出来ていない
31	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度は他法他施策優先であり、生活保護制度以外の制度（障害年金や介護保険など）を利用できるか庁内および庁外他機関に対して頻繁に調査を行っている
32	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者の新規開始における預貯金照会に関して、保護決定までに照会結果が分からないことが多い
40	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県で認定している指定難病患者の情報や、自立支援医療に関する情報等の他法に関する情報について、福祉事務所の入手手段が紙媒体の書類、もしくは電話による確認となっており、業務時間を圧迫している
47	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者の処遇検討にあたって、医療要否以外にも稼働能力やおむつの要否などについて、主治医へ意見を求める機会があるが、様式が存在しないため独自様式で確認している
48	<ul style="list-style-type: none"> 就労の可否について、主治医へ書面で確認する場合に、「就労できる/できない」で回答されることがあり、どの程度の就労が可能かの判断が難しい場合がある

※Noは、別添の「資料5（参考資料）昨年度WT意見とりまとめ表」の番号を記載しております。

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。